

| | |
|------|---|
| 開 会 | |
| 議 長 | <p>皆さん、こんにちは。</p> <p>ただ今から、平成29年第1回甘木・朝倉・三井環境施設組合議会定例会を開会し、直ちに会議を開きます。</p> <p>なお、本日の出席議員は、14人で会議は成立いたします。</p> <p style="text-align: right;">(13時55分)</p> |
| 議 長 | <p>本日の議事日程につきましては、お手元に印刷配布のとおりであります。</p> |
| 日程第1 | |
| 議 長 | <p>日程第1 「会議録署名議員の指名」を、行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、会議規則第68条の規定によって、9番 長澤貞義議員、10番 田中政浩議員を指名します。</p> |
| 日程第2 | |
| 議 長 | <p>日程第2 「会期の決定について」を、議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本定例会の会期は、本日2月24日の1日間としたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議 長 | <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は、本日のと1日間と決定しました。</p> |
| 日程第3 | |
| 議 長 | <p>日程第3 「組合長のあいさつ及び提案理由の説明」を、求めます。</p> <p>組合長</p> |
| 組合長 | <p>皆さん、こんにちは。</p> <p>組合長のあいさつ及び提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>本日ここに、平成29年第1回甘木・朝倉・三井環境施設組合議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には公私ともご多忙の中、多数ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、本定例会に提案申し上げます案件は、同意1件、議案4件についてご審議をお願いする次第でございます。</p> <p>それでは、ただ今からご提案申し上げます議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。</p> <p>同意第1号は、監査委員の選任につき同意を求めることについてで、代表監査委員の任期満了に伴い、後任を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。</p> <p>議案第1号は、甘木・朝倉・三井環境施設組合施設改修基金条例の制定についてで、当組合施設が大規模な改修が必要な時期を迎え、その維持修繕等に要する将来の財政負担の軽減と平準化を図るため、事前に「施設改修基金」を設置する必要があることから、当該条例を制定しようとするものであります。</p> <p>議案第2号は、甘木・朝倉・三井環境施設組合廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてで、当組合施設に搬入される一般廃棄物について、新たにブロック等7品目を加えると同時に、一般廃棄物の処理手数料を改定する必要があるため、当該条例を改正しようとするものです。</p> <p>議案第3号は、平成28年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算(第1号)についてで、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ159,919千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,023,663千円とするもので</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>ございます。</p> <p>補正の概要は、歳入では、分担金・負担金で1,000千円の減額、繰越金で157,176千円の増額とする、等の計上がございます。</p> <p>歳出では、総務費で141,055千円の増額をしております。</p> <p>当組合施設は、操業開始から14年が経過して、施設設備の維持修繕等に要する財政負担が必要となる時期が到来しております。</p> <p>今後は係る事業等に相当の予算計上が必要とされますことから、新たに140,000千円の施設改修基金積立費用を計上すること等による、増額計上となっております。</p> <p>議案第4号は、平成29年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計予算についてでございます。</p> <p>予算総額は、歳入歳出それぞれ2,165,613千円で、前年度比301,869千円の増額で、予算編成をいたしております。</p> <p>予算の概要は、歳入では、分担金及び負担金が1,641,139千円で、34,921千円の減額、繰越金が120,000千円で、20,000千円の減額でございます。また、地方債で338,600千円の新規計上がございます。</p> <p>歳出では、施設運営費が1,719,571千円で、503,710千円の増額、公債費が324,207千円で206,499千円の減額、等々を計上いたしております。</p> <p>平成29年度から当組合施設の改修・更新等の工事に着手してまいりますことから、予算規模を拡大した計上となっておりますので、ぜひともご承認賜りますようお願いのほどをお願いいたします。</p> <p>以上、提案理由についてご説明いたしましたが、いずれも本組合の運営上重要な案件でございますので、慎重にご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | 提案理由の説明が終わりました。 |
| 日程第4 | |
| 議長 | <p>日程第4 同意第1号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>施設課長</p> |
| 施設課長 | <p>皆様、こんにちは。</p> <p>説明は私のほうから行わせていただきます。</p> <p>失礼でございますけれども、座ってですね、ご説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>同意第1号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」</p> <p>甘木・朝倉・三井環境施設組合監査委員に次の者を選任することについて、地方自治法第292条を準用する同法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。</p> <p>本日付け提出、組合長名であります。</p> <p>提案理由といたしましては、甘木・朝倉・三井環境施設組合監査委員 原口博美氏が、平成29年2月23日をもって任期満了となることに伴い、新たに藤野丈夫氏を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。</p> <p>監査委員の住所、氏名等については、議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>住所 福岡県朝倉郡筑前町当所587番地</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>氏名 藤野丈夫</p> <p>生年月日は昭和21年10月5日で、現在70歳になられます。</p> <p>藤野氏のご推薦に際しましては、別途経歴書をご用意してございます。別途配布しております資料、経歴書等記載しております資料をご覧ください。A4版1枚ものでございます。</p> <p>藤野氏は、昭和44年、ナガノインテリア工業株式会社に入社、勤続40年で、平成22年3月に同社を退職されておられます。</p> <p>この間、同社において総務部長までお勤めになり、事務職全般に携わられまして、経理業務にも精通されておられます。</p> <p>また、地域活動では、地元行政区の役員等の公務で長年ご活躍され、平成23年度から27年度まで5年間にわたり、地元、筑前町の当所区、こちらの行政区長に就任されておられます。</p> <p>この間、平成24年度から平成26年度までの3年間は、筑前町において筑前町区長会の会長職を務められるなど、町行政におきましても多大なご尽力をいただいております。</p> <p>つきましては、以上、民間企業でのご実績や、地域及び筑前町での公務における精力的なお取り組みと、ご功績に鑑みまして、組合規約に掲げますところの「人格高潔で、優れた見識を有する者」、これの適格者であるということでご選出し、お諮りするところでございます。</p> <p>なお、経歴書につきましては、個人情報保護の関係から後で回収させていただきますので、本会閉会後は、机上に残したままご退出くださいますようお願いいたします。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>(質疑なし)</p> |
| 議長 | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p> |
| 議長 | <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、同意第1号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」を、採決します。</p> <p>同意第1号は、これに同意することに賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p> |
| 議長 | <p>挙手全員です。</p> <p>したがって、同意第1号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。</p> |
| 日程第5 | |
| 議長 | <p>日程第5 議案第1号「甘木・朝倉・三井環境施設組合施設改修基金条例の制定について」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>施設課長</p> |
| 施設課長 | <p>議案書の2ページをお願いいたします。</p> <p>議案第1号「甘木・朝倉・三井環境施設組合施設改修基金条例の制定について」標記の条例(案)を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付け、組合長名であります。</p> <p>提案理由は、甘木・朝倉・三井環境施設組合の大規模な改修が必要な時期を迎え、</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>その維持修繕等に要する将来の財政負担の軽減と平準化を図るため、事前に施設改修基金を設立する必要があるというものでございます。</p> <p>具体的な説明をさしあげます。</p> <p>平成29年度予算案につきましては、この後、議案第4号で詳細のご説明をいたしますけれども、予算総額が2,165,613千円で、総額で約3億円の増額となっております。</p> <p>概要を申し上げますと、歳出、3款の施設運営費で大幅な予算増額がありまして、約5億円の増額となっております。</p> <p>サン・ポートは操業開始から14年を経過するに至りまして、施設設備の大規模な改修・更新・修繕等が必要な時期を迎えております。</p> <p>つきましては、平成29年度以降、計画的・段階的に、数年度にわたって当該事業に着手していくことが必要とされますので、事前に特定目的基金を設立して、将来必要とされる資金を積み立て、活用することによりまして、財政負担の軽減と予算規模の平準化を図ることをご提案させていただくところでございます。ご了承くださいませようよろしくお願いいたします。</p> <p>3ページをお願いいたします。</p> <p>係る条例案でございます。</p> <p>甘木・朝倉・三井環境施設組合施設改修基金条例(案)を、お示ししております。</p> <p>第1条で、基金設置の目的といたしまして、施設の改修及び維持修繕等の円滑な実施を図るため、甘木・朝倉・三井環境施設組合施設改修基金を設置すると定めておりまして、2条で、「基金として積み立てる額は、歳入歳出予算で定める額とする。」ということとしております。</p> <p>以下、条文の説明は割愛いたしますけれども、通常の基金条例の様式に準じまして、案のとおり規定を設けております。特に特別な定めはございません。</p> <p>基金の運用・活用の概要につきましては、先にご説明さしあげましたとおりでございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>(質疑なし)</p> |
| 議長 | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p> |
| 議長 | <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第1号「甘木・朝倉・三井環境施設組合施設改修基金条例の制定について」を、採決します。</p> <p>議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p> |
| 議長 | <p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第1号「甘木・朝倉・三井環境施設組合施設改修基金条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。</p> |
| 日程第6 | |
| 議長 | <p>日程第6 議案第2号「甘木・朝倉・三井環境施設組合廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>施設課長</p> |

| | |
|-------------|---|
| <p>施設課長</p> | <p>説明申し上げます。</p> <p>議案書の4ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号「甘木・朝倉・三井環境施設組合廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>標記の条例（案）を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付け、組合長名であります。</p> <p>提案理由は、甘木・朝倉・三井環境施設組合が処理すべき家庭系一般廃棄物について、新たにブロック等7品目を加え、またごみの直接搬入を抑制するため、近隣施設の状況を勘案しても、手数料の改定する必要があると判断するところによるものでございます。</p> <p>議案書の5ページをお願いいたします。</p> <p>新旧対照表形式で改正案を提示しております。</p> <p>具体的に説明さしあげます。</p> <p>まず、第8条の改正につきましてご説明いたします。</p> <p>第8条は、一般廃棄物の搬入及び処理の確認・許可に関する規定でございます。</p> <p>ごみの直接搬入につきましては、現在、現行規定にありますような「市町村の搬入確認」及び「組合長の許可」を受けて搬入するというケースは少なくなりまして、実務的には、一部の特定品目や例外的事例についてのみ実施しているのが現状でございます。</p> <p>これは、過去、議会等でのご提案を受けまして、『利用者の「ごみの直接搬入」の利便性を図る』ため、特段の必要性が認められない品目については、直接サン・ポートに搬入できるよう、運用を改めたためであります。</p> <p>ただし、必要性が認められる搬入事例とか特定品目につきましては、別途市町村の搬入確認等、現行規定に沿った運用も継続して実施してまいっております。</p> <p>つきましては、改正案のとおり、一部条文の規定を変更いたしまして、現状の運用の実情に即しました規定に改めようとするものでございます。</p> <p>次に、別表第1の改正についてご説明いたします。</p> <p>別表第1の改正は、家庭系一般廃棄物の処理手数料を、現行の「10kgあたり50円」から150円に改めようとするものでございます。</p> <p>別途資料を用意してございます。</p> <p>別冊の議会資料、これをお手元をお願いいたします。</p> <p>1ページをご覧ください。</p> <p>1の料金改定（案）に示します表でご確認ください。</p> <p>ピンク色で示しておりますのが、関連事項の標示でございます。</p> <p>処理手数料改定につきましては、数年前から決算監査での指摘事項となっております。背景といたしましては、増加傾向にありますごみ搬入量の削減対策としての緊急性がございました。</p> <p>ごみの個人搬入件数は年々増加しておりまして、特に、年末などは搬入車両の渋滞対策を実施しているのが、ここ数年の実情でございます。</p> <p>個人搬入車両の渋滞により、本来優先すべき正規の市町村のごみの搬入業務、いわゆるパッカー車で搬入して来られる正規のごみ搬入でございますけれども、こちらに支障をきたすような事象が生じておりまして、対策に苦慮しているような実情がございました。</p> <p>資料2ページをお願いいたします。</p> <p>個人搬入に関するごみ処理経費の推移をまとめております。</p> <p>この表は、個人搬入に係るごみ処理経費に対して、個人搬入の窓口支払手数料が占</p> |
|-------------|---|

める割合を算定したもので、年度別に比較できる構成としております。

一番上のAの欄は、個人搬入を原則認めていなかった当時のデータで、一番右の個人搬入者の負担割合で見ますと、53.08%でございました。

53.08%でございましたけれども、個人搬入を一般に認めるようになりましてからは、中段のBの欄のとおり、個人搬入の量が大幅に拡大するとともに、個人搬入者の負担割合の減少が顕著に表れておりまして、20%台に減少しているような状況でございます。

個人搬入者の経費負担割合の減少は、構成市町村の負担増という形で影響してくる問題でありまして、さらにまた市町村ルールで搬入しておられる一般の住民の方々、それと個人搬入者との間で処理費用の負担割合に隔たりが生じておりまして、公平性を欠く現状にあるということも問題となっております。

したがいまして、こうした現状を改善する必要があることをご認識、ご理解いただきたいと思っております。

資料の一番下で、平成28年度の例を取りまして、料金改正をしました場合の試算、こちらでは51.07%となっておりますけれども、比較できるようにしておりますのでご参照ください。

次に、3ページをご覧ください。

こちらは近隣の市町村の手数料の設定状況の一覧表でございます。

150円とします料金設定は、近隣市町村の料金体系を考慮しましても妥当な金額であるかと思われま。

近隣市町村の料金体系とのバランスを考慮して均衡化を図りますことで、「産廃疑いのごみの搬入」、それとか「圏域外からの虚偽搬入」の抑制対策になることが期待されます。

また改正後は、家庭系と事業系の手数料が等しく150円ということで同一になりますので、これにより家庭系に偽装した事業系ごみの搬入の抑制、こちらのほうも期待できるのではないかと考えられます。

次に、4ページをご覧ください。

こちらは手数料改定でごみの搬入量が減少しました他の団体の例を示しておりますので、これは、ご参考としてご覧ください。

それでは、議案書の5ページに戻りまして、最後に附則について、ご説明さしあげます。

議案書の5ページをお願いいたします。

まず、最初に、施行日を10月1日に定めますものは、従来から受け入れを実施しております、家庭系一般廃棄物の手数料を50円から150円に改定する案件を指しております。

手数料改定にあたりましては、事前に住民に周知・啓発に一定の期間を設ける必要性がありますので、係る期間に6カ月間をあてまして、施行日を10月1日とするものであります。

次に、第8条に関しましてですが、これにつきましては、現行の運用に即して条例の規定を一部変更するものでございますので、施行日を公布の日とするものでございます。

最後に、施行日を4月1日としますものは、このたび新たに受け入れを開始することとなりましたブロック等、該当7品目につきましてでございます。4月1日から、10kgあたり150円で受入開始することによるものでございます。

再度、議会資料をお手元をお願いいたします。

1ページをご覧ください。

| | |
|------------|--|
| | <p>1の料金改正(案)の表で、黄色で示しておりますものが、関連事項の標示でございます。新たに4月1日から10kgあたり150円で受け入れを開始いたします。</p> <p>当該7品目は、これまでサン・ポートで受入対象としておりませんでしたけれども、構成市町村からの要望もございまして、このたび受け入れを実施する運びとなったものでございます。</p> <p>次に、飛びまして、資料5ページをご覧ください。</p> <p>該当品目の取り扱いにつきまして、概要を、追加品目を掲載しております。</p> <p>ブロック、スレート等の7品目の取り扱いについてということで、資料を付けております。</p> <p>黒丸(表記記号)の1番目と2番目、4番目を説明いたします。</p> <p>新たに追加する受入品目につきましては、ブロック、コンクリート、タイル、レンガ、瓦、スレート、石膏ボードなどの7品目でございます。受入開始は、平成29年4月1日からいたします。</p> <p>これらの品目のサン・ポートへの搬入に際しましては、事前に市町村で確認・チェック作業を実施することといたしまして、市町村が適正と認めるときは搬入確認証を発行いたします。サン・ポートでは、この搬入確認証が発行されたもののみ受け入れを行うということで、申し合わせをしております。</p> <p>あと細かい取決めはございますけれども、後ほど資料をご覧になってご確認いただきたいと思っております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>柴山議員</p> |
| 2番 柴山議員 | <p>ブロック、スレート等7品目の新しい取り扱いについてですが、市町村が適正と認めるときは搬入確認証を発行すると書いてありますが、この発行するにあたっての条件というのはどういうものでしょうか。</p> |
| 議長 | <p>施設課長</p> |
| 施設課長 | <p>それでは、資料のですね、5ページをもう一度見ていただきたいと思っております。</p> <p>まずですね、下からいきます。黒丸(表記記号)の下から2番目ですけども、スレート、石膏ボードなどの搬入の際のルールにつきましてはですね、ビニール袋で二重に包むこと等を指導して、飛散防止策を取ってもらうということですね。これらの飛散防止策を取ったものを市町村で確認し、適切と認められる場合は確認証を発行するということにしております。</p> <p>それから一番下ですね、対象7品目のところで、ブロック等5品目でございますけれども、一応軽トラ1台、1日1台までとしまして、積載量は荷台いっぱいまで、最大積載量が350kg未満としておりますけれども、これらのものについては、市町村で搬入物の中身を確認いたしまして、それで問題ない場合は、ここで確認証を発行するというような形で申し合わせをしております。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>柴山議員</p> |
| 2番 柴山議員 | <p>これは、業者であろうと家庭系であろうと搬入ができるということでしょうか。</p> |
| 議長 | <p>施設課長</p> |
| 施設課長 | <p>これはあくまでも家庭系ということで考えてございます。</p> |
| 議長 | <p>柴山議員</p> |

| | |
|-------------|---|
| 2 番 柴山議員 | ごめんなさい、何回も。 黒丸（表記記号）の5の3、どういう意味ですかね。 |
| 議 長 | 施設課長 |
| 施設課長 | <p>それでは、今ご指摘のところの2番から説明させていただきます。</p> <p>スレートと石膏ボードにつきましては、一旦例えばビニール袋に入れて持って来てもらう形にしておりますけれども、これを一時保管を行いました後、アスベストを含まないものもあると見受けられますけれども、すべてアスベスト含有の恐れがあるものとしてですね、一括りに扱うものとして、サン・ポートにおいてですね、溶融処理を行います。</p> <p>要するに、溶融炉がございますが、その中ですね、職員が直接手で持って行って、上から入れていくというようなことで、溶融処理をしてしまいます。</p> <p>3番のところも含めてしまいましたけれども、そういうことで、溶融炉で溶融処理をするということにつきましては、このいわゆるアスベスト関係の処理の仕方といたしまして、国の指導とかですね、マニュアルに沿ったやり方ですので、これは問題ございません。</p> <p>それから溶融いたしますと、いわゆる有害な状況じゃなく無害化されてですね、処理されますので、そのような方法で処理を行うということでございます。</p> |
| 議 長 | 柴山議員 |
| 2 番 柴山議員 | 溶融処理をするにあたって、1kgあたりどれぐらいの経費がかかるのでしょうか。 |
| 議 長 | 施設課長 |
| 施設課長 | 通常のごみ処理と同時にですね、ごみ処理する溶融炉と一緒にいきますので、それと一緒にございます。特別これだけ高くなるとか、低くなるとかということはございません。 |
| 議 長 | 柴山議員 |
| 2 番 柴山議員 | できますかね。 |
| 議 長 | 施設課長 |
| 施設課長 | いろいろ検討しました結果でございますけれども、特に支障はございません。 |
| 議 長 | 施設課長 |
| 施設課長 | <p>それでは補足説明で、溶融処理について、ご説明さしあげます。</p> <p>私どもの施設ではガス化溶融処理というのを行っております。これは1,600度からですね、2,000度と言います高温で焼却するような形でございますが、焼却します際のですね、そのものはドロドロに溶けてしまってますね、その段階でいろんなものは無害化されてスラグというものと、それからメタルというものに分けられてですね、出てきますものは全部無害化されたような、灰ではなくてですね、無害化されるような形で出てきます。</p> <p>一部飛灰も出てきますけど、それはまた別個ですね、関係業者等に処理委託をするような形になっておりますので、その辺のところをご理解いただければ、それと同じような形で、このスレート、石膏ボードも溶融してしまうということで、ドロドロに溶かして処理してしまうということでございます。</p> |
| 議 長 | 柴山議員 |
| 2 番 柴山議員 | すみません、私の考え方が古くて、瓦とかそういうものは約1,200度で焼きます。1,200度で製品とします。スレートとかもですね、確か不燃物だったという覚えがありましたので、そういう質問をさせていただきました。 |

| | |
|-------------|---|
| | <p>国の基準に沿ったやり方ということですね。 (「はい。」の声あり) はい、ありがとうございます。</p> |
| 議長 | 施設課長 |
| 施設課長 | <p>アスベスト含有については、溶融処理することについて問題がないということで、国の指針でございますし、県とも確認をした上での案でございます。以上です。</p> |
| 議長 | 花等議員 |
| 15番 花等議員 | <p>サン・ポートではごみが増えて満杯状態になりつつあるということでございますけど、これを入れることによって当然増えてくると思うんですね。それはどのくらいの量を試算してあるんでしょうか。</p> |
| 議長 | 施設課長 |
| 施設課長 | <p>こちらの試算によりますと、7品目でですね、62t程度、年間62t程度の容量になるかと考えております。</p> |
| 議長 | 施設課長 |
| 施設課長 | <p>うち溶融処理しますものは、3t程度でございます。</p> |
| 議長 | 施設課長 |
| 施設課長 | <p>追加して申し訳ございません。 62tのうち溶融しますのが3t、他はですね、処理困難な品目でございますので、専門の業者に処理委託をいたしますこととしております。</p> |
| 議長 | <p>質疑はありませんか。 (質疑なし)</p> |
| 議長 | <p>質疑なしと認めます。 これから、討論を行います。 (討論なし)</p> |
| 議長 | <p>討論なしと認めます。 これから、議案第2号「甘木・朝倉・三井環境施設組合廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)</p> |
| 議長 | <p>挙手全員です。 したがって、議案第2号「甘木・朝倉・三井環境施設組合廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、可決されました。</p> |
| 日程第7 | |
| 議長 | <p>日程第7 議案第3号「平成28年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算(第1号)について」を、議題とします。 説明を求めます。 施設課長</p> |
| 施設課長 | <p>それでは、説明させていただきます。 議案書の6ページをお願いいたします。 議案第3号「平成28年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算(第1号)について」 平成28年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。 本日付け提出、組合長名であります。 別冊の平成28年度一般会計補正予算書(第1号)をお手元をお願いいたします。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>1 ページをお願いいたします。</p> <p>第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ159,919千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,023,663千円とするものでございます。</p> <p>6 ページをお願いいたします。</p> <p>歳入からご説明さしあげます。</p> <p>1款1項1目負担金は1,000千円の減額で、1,675,060千円の計上となります。</p> <p>市町村負担金については、平成28年度から実施の予定でありました、ブロック等7品目の受入分を加算した算定でありましたところ、先ほどご説明さしあげましたとおり、諸般の事情で受入開始が平成29年4月からと変更になりましたことに伴い、該当分を減額するものであります。</p> <p>2款1項1目手数料は3,500千円の増額で、24,000千円の計上となります。</p> <p>現時点で、本年度の手数料収入の実績動向から推計しまして、増額見込みでありますことから補正するものであります。</p> <p>5款1項1目繰越金は157,176千円の増額で、297,176千円の計上となります。昨年8月定例議会でご承認をいただきました27年度決算から、確定額を計上するものであります。</p> <p>7款諸収入のうち2項1目雑収入の300千円の増額につきましては、これも本年度の実績動向の推計から増額が見込まれますので補正するものであります。</p> <p>7 ページをお願いいたします。</p> <p>歳出をご説明さしあげます。</p> <p>2款1項1目一般管理費は1,055千円の増額で、107,390千円の計上となります。</p> <p>2節給与、259千円の増額は、給与改定に伴う職員の給与額の改定によるものであります。</p> <p>19節負担金補助及び交付金796千円の増額は、当初予算の算定では係長級の派遣を想定しておりましたところ、課長級の派遣となりましたことから予算額の見直しを行うものであります。</p> <p>次に、2款1項3目の施設改修基金費ですが、140,000千円の計上としております。</p> <p>新たに特定目的基金として施設改修基金費を設けますことから、新たに2款に3目を追加いたしまして、新規計上、増額となるものでございます。</p> <p>施設改修基金の設立の理由及び目的につきましては、先の議案第1号で、基金条例制定のご説明の際に触れましたとおりでございます。</p> <p>歳入、5款繰越金で297,176千円の計上ございましたが、その約2分の1相当分といたしまして、140,000千円を計上するものでございます。</p> <p>5款1項1目予備費は18,853千円の増額で、28,853千円の計上となります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>(質疑なし)</p> |
| 議 長 | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、討論を行います。</p> |

| | |
|------|--|
| | (討論なし) |
| 議 長 | <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第3号「平成28年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算(第1号)について」を、採決します。</p> <p>議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p> |
| 議 長 | <p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第3号「平成28年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算(第1号)について」は、原案のとおり可決されました。</p> |
| 日程第8 | |
| 議 長 | <p>日程第8 議案第4号「平成29年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計予算について」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>施設課長</p> |
| 施設課長 | <p>ご説明さしあげます。</p> <p>議案書の7ページをお願いいたします。</p> <p>議案第4号「平成29年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計予算について」平成29年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計予算を別冊のとおり提出する。本日付け提出、組合長名でございます。</p> <p>別冊の29年度一般会計予算書をお手元をお願いいたします。</p> <p>初めに、1ページをお願いいたします。</p> <p>第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,165,613千円と定め、第3条で、一時借入金の最高額は10億円と定めるものであります。</p> <p>また、第2条では、地方債について、起債の目的・限度額等、第2表による旨、規定してございます。</p> <p>4ページをお願いいたします。</p> <p>先の第2表、地方債についての記載でございます。</p> <p>詳細につきましては後で触れますけれども、起債の目的といたしましては、一般廃棄物処理事業債を活用するものでありまして、限度額を338,600千円と定めて起債を行います計画でございます。</p> <p>5ページから6ページにかけてでございます。</p> <p>歳入と歳出の事項別明細書でございます。</p> <p>予算総額が2,165,613千円で、前年度比301,869千円の増額で予算編成を行っております。</p> <p>6ページをお願いいたします。</p> <p>予算額の増高の概要に触れさせていただきますと、大枠で見ますと、4款公債費が約2億円の減額となるものの、3款施設運営費が約5億円の増額となりますことから、予算規模が約3億増加したものとなっております。</p> <p>3款施設運営費の主な増額要因でございますけれども、3款1項1目ごみ処理運営費で466,462千円の増、3款1項2目リサイクルプラザ処理運営費で37,125千円の増等があげられます。</p> <p>サン・ポートは操業開始から14年が経過いたしまして、施設設備の各所で老朽化や経年劣化がいよいよ顕在化してまいっております。</p> <p>劣化箇所や損傷箇所が累積・増大してまいりまして、故障や不具合による操業停止や事故の発生等が危惧される状況となっております。係る対応に着手していく必要性が生じております。</p> |

についてはこれらの対策に、相応の高額な費用投資が必要な時期が到来したものとご認識いただきまして、ぜひともご理解くださいますようお願いいたします。

事実上、現時点でも予想外の修繕や補修の発生件数が増加傾向にございまして、早急に手当てが必要な状況に立ち至っておりますので、今後は、順次計画的に予算化を図り、対応していくことを検討してまいります。

まず、歳出からご説明さしあげますが、別冊の議会資料6ページをお開きください。今からご説明さしあげます項目につきまして、歳出予算の概要版を添付しておりますので、そちらをご参照になりながら説明を聞いていただきたいと思います。

それでは、予算の増減の大きいところや特徴的なところのみご説明させていただきます。

予算書では9ページでございます。9ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費につきましては、前年と同額でございます。

2款総務費の1款1目一般管理費は104,851千円で、前年度比1,484千円の減額でございます。

1節報酬は20,434千円で、2,118千円の増額でございます。

また、2節給料から3節職員手当、4節共済費まで、合計で7,535千円の減額となっております。

2節から4節までの減額は、定年退職による正規職員の1名減によるものでありまして、これに伴い嘱託職員を1名増員して人員を補充しますこと等から、1節報酬が増額になるというふうなものでございます。

10ページをお願いいたします。

11節需用費は7,474千円で、3,957千円の増額です。

増額要因の主なものは、説明欄中、中段にございます、管理棟LED設備修繕費3,024千円の新規計上、増額でございます。

管理棟は、自家発電電力が賄われておりますが、全体の蛍光灯、白熱灯、計194基分の改修で、年間使用電力の削減率が49.0%でございます。これによりまして、経費削減効果で、4.4年で投資費用を回収することができると見込まれます。

11ページをお願いいたします。

中段、やや上のほうをご覧ください。

15節工事請負費は2,400千円で873千円の減額です。

サン・ポート内補修工事は昨年度からの継続で実施するものでございます。

それから、旭ノ下川河床コンクリート工事については、施設敷地に隣接いたします谷川のコンクリート三面側溝でございますが、こちらの底面が破損しまして、侵食が拡大しておりますので、改修工事を行うものでございます。

11ページ、下のほうをご覧ください。

目が変わりまして、2款1項3目施設改修基金費は、平成29年度に当初予算から新たに目を追加し、新規計上するものであります。

2目の財政調整基金費に加えまして、新たに特定目的基金として施設改修基金を設立しますことから、係る基金の利子積立金として35千円を計上するものであります。

次に、11ページ、一番下をご覧ください。

2款2項1目監査委員費は76千円で、前年度比6千円の増額でございます。研修の追加等によりまして、費用弁償が増額になるものでございます。

12ページをお願いいたします。

3款施設運営費でございます。

先に申し上げましたとおり、大幅な増額としております。

重ねて申し上げますけれども、サン・ポートの施設設備の老朽化・劣化・損傷が進んでおりまして、係る対策に相応の費用を投じる時期が到来したとご認識いただきまして、ご理解のほどをお願いいたします。

それでは、予算内訳、詳細の説明に戻りまして、3款1項1目ごみ処理運営費は1,507,384千円で、前年度比466,462千円の増額でございます。

11節需用費は626,256千円の計上で、40,109千円の増額でございます。

増額項目の主なものをご説明いたします。

説明欄、中段以降をご覧ください。

経費削減等に係る対策で3件の事業を新規計上しております。

まず、タービン出力アップ改修整備費13,300千円の新規計上、増額がございます。

これは、蒸気タービン発電機の出力アップを図る調整を実施しまして、売電収入の増益を図るものでございます。

現時点までの検証結果では、現在の1,700kwから、約1,880kwまで発電電力をアップすることが可能と推定されまして、売電収益が年間約4,200千円ほど増高すると試算しております。

それから、次にLED設備修繕費としまして、2件の新規計上、増額がございます。

ごみ処理棟高天井器具LED設備修繕費は、ごみ処理棟のふきぬけ高天井の水銀灯39基のLED化に要する費用9,288千円です。

これにつきましては、施設が24時間操業でありますことから、年間使用電力量の削減率が59.3%ありまして、費用削減効果から約3.1年で投資費用の回収ができると推計されます。

次の項目の、ごみ処理棟LED設備改修費は、ごみ処理棟全体の照明のLED化に要する費用で、蛍光灯、白熱灯、水銀灯、計712基分、16,200千円の計上です。

さっきと同様、施設が24時間操業であるため、年間使用電力量の削減率が49.5%ございまして、経費削減効果で、約1.8年で投資費用が回収できると推計されます。

13節委託料でございます。

13節委託料は316,253千円で、36,457千円の増額です。

説明欄の一番下をご覧ください。

可燃ごみ外部運搬処理委託料は新規の計上で、33,669千円の増額でございます。

これは、後に触れます15節工事請負費の1号炉ボイラ、第二集じん器更新修繕工事、これを施工します際に、1月中旬から3月中旬までの間、1号炉を計47日間操業停止とする計画でございます。

つきましては、この間、可燃ごみのごみ処理業務を外部委託するために必要な費用を計上するものでございます。

12ページ一番下から13ページにかけてご覧ください。

15節工事請負費は376,235千円の新規計上、増額でございます。

先に説明いたしました1号炉ボイラ、第二集じん器更新修繕費でございまして、施設設備の根幹的な機能を果たしますガス化溶融炉の1号炉について、規模的に大きな改修・更新工事を実施するものでございます。

まず、ボイラーは耐用年数15年ですけれども、飛灰堆積によります閉塞が頻発するようになっておりまして、これにつきましては、部分的な改修では改善が見込めな

い状況となっておりますので、基本的な、根本的な改修を行います。

また第二集じん器につきましては、耐用年数の10年を経過しておりまして、ケイシングの破孔、コンピュータで言いますところの管体ですね、にあたるような外側の部分でございますが、こちらに穴が開くような状況が複数確認されております。

これらにつきましては、応急処置で対応できない状況となりましたので、根本的な改修を行うものでございます。

第二集じん器内部のバグフィルタにつきましても、耐用年数の10年を経過しておりますので、この際あわせて更新を行うものでございます。

なお、この事業につきましては、地方債の一般廃棄物処理事業債を活用いたしまして、起債により事業費の90%相当分、338,600千円の借入を実施する計画でございます。この際には、償還時に50%の交付税措置がございます。

なお、ガス化溶融炉は1号炉、2号炉ともに、ボイラ及び第二集じん器の改修・更新が必要な状況にありまして、今回は、比較的損傷が激しい1号炉のほうから先行して改修・更新に着手するものであります。

したがいまして、次年度以降もこうした施設設備の改修・整備事業について、計画的に予算計上していくことを計画・検討しておりますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

13ページの上のほうをお願いいたします。

次は、16節原材料費でございます。

16節原材料費は188,186千円で、13,799千円の増額です。

一番上の項目のコークスは、市場価格がたいへん高騰しておりまして、22,272千円の増額となっております。

次に、下のほう、3款1項2目リサイクルプラザ運営費でございます。

予算額199,060千円で、前年度比37,125千円の増額でございます。

ごみ処理棟の施設設備と同様、リサイクルプラザの施設設備につきましても、各所で老朽化、経年劣化が顕在化しております。係る対策に相応の費用が必要でありますことにつきまして、ご理解のほどをお願いいたします。

11節需用費は98,464千円で、33,654千円の増額です。

リサイクルプラザ定期点検整備業務は94,333千円で、33,259千円の増額でございます。

多数ございますリサイクルプラザの機器設備では、特にコンベア等々、駆動部があります部材が多くございまして、これらの部材の磨耗、経年劣化等が顕著でございます。28年度も予想外の故障等が数件ございました。

つきましては、予算規模の抑制を排しまして、必要な点検整備、改修につきまして予算を計上していくことが必要となっております。

詳細に触れますと、破碎設備、それから再生設備、それから集じん設備等々、合計4項目、詳細にわたりましては15件の改修につきまして、計画をしております。

これにつきましては、点検整備精査業務及び入札の実施等を勘案いたしまして、予算額は見積額の90%相当額で計上しております。

14ページをご覧ください。

3款1項3目リサイクル工房運営費、それから、3款1項4目カゴ・コンテナ洗浄施設運営費は、ほぼ前年度並みの計上で大きな変更はございませんので、説明を割愛させていただきます。

15ページをお願いいたします。

最後になりますけれども、4款公債費は324,207千円で、前年度比206,499千円の減額です。

| | |
|-----|--|
| | <p>施設建設分の減額によるものでありまして、償還終了は、施設建設分は29年度、法面災害復旧分が33年度となっております。</p> <p>以上で、歳出の説明を終わります。</p> <p>続きまして、歳入のご説明をいたします。</p> <p>予算書の前のほうに戻りまして、7ページをお願いいたします。</p> <p>1款1項1目負担金は1,641,139千円で、34,921千円の減額です。各市町村の負担金は、右の説明欄のとおりであります。</p> <p>予算書では、歳出基礎、明細、対前年比が見えませんが、別途各市町村の負担金資料を用意しております。</p> <p>別冊の会議資料7ページ、8ページでございます。これは、後でご参照いただきまして、これ以降はご確認いただきたいと思っております。</p> <p>なお、今回から平成27年国調人口をベースに算定をしておりますので、申し添えます。</p> <p>予算書に戻りまして、7ページをお願いいたします。</p> <p>負担金の説明欄の一番下の派遣職員人件費は、サン・ポートから筑前町への派遣職員に係る筑前町からの負担金収入になります。</p> <p>2款1項1目手数料は36,386千円で、15,886千円の増額です。</p> <p>10月から手数料額の改定を計画しておりますので、相応額の増額を見込んでおります。</p> <p>3款1項1目利子及び配当金は111千円で、36千円の増額です。</p> <p>財政調整基金利子分に加えまして、新たに施設改修基金利子分が増加しますことによります。新たに設立します施設改修基金の件につきましては、先にご説明申し上げましたとおりでございます。</p> <p>3款2項1目物品売払収入は27,876千円で、1,876千円の増額です。鉄・アルミ等の資源化物の売払収入等による収入になります。</p> <p>5款1項1目繰越金は120,000千円で、20,000千円の減額見込みであります。</p> <p>8ページをお願いいたします。</p> <p>8款1項1目地方債は、29年度新規計上で338,600千円を計上しております。</p> <p>歳出、3款1項1目15節の工事請負費、こちらの1号炉ボイラ、第二集じん器更新修繕工事376,235千円の計上に関しまして、当該事業において活用する地方債の計上でございます。</p> <p>償還時に50%の交付税措置があります一般廃棄物処理事業債を活用いたしまして、事業を計画するものでございます。</p> <p>以上で、歳入の説明を終わります。</p> <p>なお、予算資料として16ページから20ページに給与費明細書等を添付しておりますが、給与費等につきましては、筑前町の給与条例に準じて支給を行っているものでございます。</p> <p>最後の21ページに地方債の現在高調書をつけておりますが、普通債のうち衛生債が施設建設分で、災害復旧費が法面災害復旧工事分になります。</p> <p>29年度中の元金償還見込額の合計が321,965千円、29年度末の現在高見込額の合計が391,615千円でございます。</p> <p>以上で、長くなりましたけれども、29年度予算の説明を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> |

| | |
|-------------|---|
| | 柴山議員 |
| 2 番 柴山議員 | 今からこんなことをお尋ねするのも変だとは思いますが、リサイクルプラザにおけるリサイクルのあり方を、ちょっとご説明願います。 |
| 議 長 | 施設課長 |
| 施設課長 | リサイクルプラザでは、例えばペットボトル等をですね、一旦収集して集めまして、それを選別したりとか不適當なものをはじいたりとかしまして、作業をしております。一般的にはそのような業務でございますけれども。 |
| 議 長 | 柴山議員 |
| 2 番 柴山議員 | 再利用のお話をしておりますが。 |
| 議 長 | 再利用、もうちょっと具体的に質問をお願いします。 柴山議員 |
| 2 番 柴山議員 | あのですね、何でこんなことを言うかと言いますと、うちの朝倉市もそうなんですけど、分別収集しながら、再利用できるものは再利用する。それは非常に良いことだと、私たちは今まで思っておりました。 でも、ある情報によりますと、果たしてそれらがすべて再利用されているのだろうかとか、かえって再利用しないほうが環境にやさしいのではないだろうかというような情報があります。こちら辺はどう思っておりますでしょうか。 |
| 議 長 | 施設課長 |
| 施設課長 | 先ほどペットボトルの例を出しましたけれども、これは、そういうことで分別収集して集めまして、それをですね、業者のほうに持って行って再利用、要するに製品に加工したりとかですね、いうふうな形でやっております。 他もそのようなものがございまして、再資源化ですね、そして活用することで有効性があるものと考えております。 概ねサン・ポートの使っておりますものにつきましてはですね、そういうことで、再利用の方向性で運用をしております。 再利用しないほうがですね、合理的かどうかという問題につきましては、また別問題としまして、サン・ポートではできるだけ、できるものはですね、再資源化する方向性でのルートを確保しまして、処理しておるところでございます。以上です。 |
| 議 長 | はい、どうぞ。 |
| 施設課長 | 私、今年配属でございますので、少ない経験ではございますけれども、ペットボトルなどにつきましては、それを繊維化しまして、小さく粒状にしてですね、何と言いますかね、樹脂の粒子状にします。 その後製品化します内容はいろいろありますけれども、今度は服とかですね、作業着とかにもなりますし、その他諸々いろんな品物を、今度は複数の形態のですね、再生品としてこれを流通させておるような状態でございますので、ご報告させていただきたいと思っております。 |
| 議 長 | 柴山議員 |
| 2 番 柴山議員 | 私も若干のことは知っておりますが、果たしてここで出るリサイクルのものが、すべてそういうふうに再利用されているかどうかというのは、確認されておりますでしょうか。 |
| 議 長 | 施設課長 |
| 施設課長 | サン・ポートといたしましてもですね、業者に任せるだけではなくですね、折々にはその施設の見学に行ったりとか、また新たに品目出てきまして、これを処理する場合ですね、委託するというような場合、今度の処理困難物と言いましたけれども、ブ |

| | |
|--------------|---|
| | ロック等ですね、これもどのような施設で、どのように処理されるのかというようなことは一応検分をしてくまして、そしてこのようなことでよからうということで、ルートを確認しておるところでございます。 |
| 議 長 | 柴山議員 |
| 2 番 柴山議員 | ありがとうございます。 ちなみにブロック等コンクリート製品は破砕化しまして、舗装の下地の中に使っているとあります。 |
| 議 長 | 稲富議員 |
| 3 番 稲富議員 | 財政調整基金の残高は29年度末でどれぐらいなっておるのか。 なおかつ、11ページの22節補償補填及び賠償金で協力金8,000千円上がっておりますが、この関係はサン・ポート建設時より地元栗田のほうに、栗田区等々に迷惑かけておるといふ協力金であろうとは察しますが、この協力金の補償期間と言いますか、これをどのような位置付けでなされておるのか、お尋ねいたします。 |
| 議 長 | 施設課長 |
| 施設課長 | すみません、29年度末ではございませんけれども、平成28年度補正後の額です、約3億円でございます。 |
| 議 長 | 施設課長 |
| 施設課長 | 申し訳ございません。 28年7月末現在で303,476千円でございます。 |
| 議 長 | 施設課長 |
| 施設課長 | 協力金につきましては、いつまでということではございませんで、例年どおりやっていくものとみてですね。 それとですね、30年度に地元とのですね、協議を行うことになっております。その際に、またその話が出て変更があれば別でございますけど、今現在は先ほど申し上げましたとおりでございます。 |
| 議 長 | はい。 |
| 3 番 稲富議員 | 再度お尋ねでございますが、サン・ポートが稼働している期間中はということで、理解してよろしいでしょうか。 |
| 議 長 | 施設課長 |
| 施設課長 | サン・ポートが稼働している期間中は、そのような考え方になると思います。以上です。 |
| 3 番 稲富議員 | はい、分かりました。 |
| 議 長 | 花等議員 |
| 15 番 花等議員 | すみません、話を戻して申し訳ありませんが、リサイクル商品ですね、ペットボトルですとかプラスチックですとか、それは持ち込み先を教えてください。 |
| 議 長 | ちょっと時間をいただきたいと思います。 施設課長 |
| 施設課長 | ペットボトルにつきましては、西日本ペットボトルリサイクル株式会社でございます。場所はですね、福岡県北九州市若松区でございます。 プラスチック製容器包装につきましては、新日鐵住金株式会社でございます。場所は、北九州市八幡東区でございます。 |
| 15 番 花等議員 | アルミ缶とかは。 |
| 議 長 | 施設課長 |

| | |
|-------------|--|
| 施設課長 | アルミ缶は入札を行っております、これは28年度ですけれども、有価物回収協業組合石坂グループというところがございます、熊本市東区のほうにこの業者がございます、こちらのほうに今現在はですね。また29年度は入札で業者が変わるかもしれませんけれども。以上、報告いたします。 |
| 議長 | 花等議員 |
| 15番 花等議員 | ついでにごめんなさい。紙類はどこでしょう。 |
| 議長 | 施設課長 |
| 施設課長 | 紙製容器包装について申し上げます。 イワフチ第一グループというところですね、株式会社イワフチでございます。これは、佐賀県江北町でございます。江北町でございます。 よろしゅうございませうか。以上でございます。 |
| 議長 | 質疑はありませんか。 (質疑なし) |
| 議長 | 質疑なしと認めます。 これから、討論を行います。 (討論なし) |
| 議長 | 討論なしと認めます。 これから、議案第4号「平成29年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計予算について」を、採決します。 議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手) |
| 議長 | 挙手全員です。 したがって、議案第4号「平成29年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計予算について」は、原案のとおり可決されました。 |
| 閉会 | |
| 議長 | 以上をもちまして、本日の日程は、全部終了しました。 これをもって、平成29年第1回甘木・朝倉・三井環境施設組合議会定例会を閉会いたします。 閉会にあたり、組合長よりあいさつの申し出がありますので、許可をいたします。 組合長 |
| 組合長 | 全議案承認、可決いただきましてありがとうございます。 特に今回は、基金の設置条例あるいは大型改修予算等々ですね、増額予算となりました。人口減少の枠の中での予算提案でございます。今後ともごみ減量にご協力いただきますことをお願いいたしましてあいさついたします。ありがとうございました。 (「お疲れさまでした。」の声あり) |

(15時10分)

| | |
|--|--|
| | <p>上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。</p> <p>議 長</p> <p>議 員</p> <p>議 員</p> |
|--|--|